

障害者基本計画に基づく

「重点施策実施5か年計画」の進ちよく状況（抜粋）

～平成22年度～

※ 障害者基本法

第16条（教育）

第25条（文化的諸条件の整備等）

関連

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況
1. 啓発・広報								
② 福祉教育等の推進								
○ 相互理解の促進	10 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進する。	文部科学省	○ 特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。(平成20年度～)					
			○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。					
			参加者数 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 69人 70人 77人					
			○ 特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領等において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会を設ける旨を規定。(幼・小・中：平成19年度～、高・特：平成20年度～)					

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況
2. 生活支援								
② 地域移行の推進								
○ 障害児の居場所の確保	23 放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。	厚生労働省	○ 障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。					
		文部科学省	○ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害のある児童の受入れを促進。					
			○ 放課後等に小学校等を活用し、地域の実情に応じて、障害のある子どもを含め子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の参画を得て学習や体験・交流活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を実施。					
			(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 1,015市町村7,919箇所 1,061市町村8,761箇所 1,060市町村9,197箇所					
○ 発達障害者施策の推進	25 発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。	厚生労働省	○ 発達障害者施策の推進 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援等を行うとともに、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備の推進や支援手法の開発、発達障害に関する情報提供等を実施。					
			(平成20年度) (平成21年度) 発達障害者支援センター設置箇所数 62箇所 64箇所					
			○ 発達障害に関する正しい知識の普及およびライフステージにおける情報を、発達障害情報センターウェブサイトを通じて発信。					

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
		文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。(平成21年度まで) ○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」において「高等学校における発達障害のある生徒への支援」として実施) ○ 平成21年度より、「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」において、発達障害等の子どもの障害の状態等に応じた教材等の在り方及びそれらを利用した効果的な指導方法や教育的効果等についての実証的研究を実施。
③ スポーツ、文化芸術活動の振興			
○ スポーツ、文化芸術活動の振興	29 障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。	文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ (財)日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツ全国会議を開催。 ○ 第10回全国障害者スポーツ大会は「ゆめ半島 みんなが主役 花咲く笑顔」をスローガンに、千葉県において開催された 平成13年度に「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され実施されてきたが、平成20年度からは、精神障害者の競技も加わり、全国の身体、知的及び精神に障害のある方々が一同に会して開催されている。 ○ 第10回全国障害者芸術・文化祭は徳島県において、「みんなが参加できる大会」、「交流ひろがる大会」「徳島ならではの大会」、「情報発信する大会」の4つの大会運営方針のもと開催された。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
4 教育・育成			
① 一貫した相談支援体制の整備			
○ 個別の支援計画の策定・活用の推進	77 教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。 ・個別の教育支援計画策定率 小・中学校 20% [18年] → 50% [24年]	文部科学省	○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～) ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度～) ○ 「特別支援教育総合推進事業」(平成20～21年度は「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」。以下同じ。)を全国の都道府県等を対象に実施し、障害のある幼児児童生徒に対し、教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため「個別の教育支援計画」の作成を推進。 【個別の教育支援計画作成率】 ・小・中学校(公立) 52.3% [20年] 58.6% [21年] 64.0% [22年]
○ 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備	78 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する。特に幼稚園、高等学校を重点的に整備する。 ○校内委員会の設置 ・幼稚園(公立) 32.7% [18年] → 70% [24年] ・高等学校(公立) 25.2% [18年] → 70% [24年] ○特別支援教育コーディネーターの指名 ・幼稚園(公立) 29.4% [18年] → 70% [24年] ・高等学校(公立) 18.5% [18年] → 70% [24年]	文部科学省	○ 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、障害のある幼児児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備を推進。 【校内委員会の設置】 ・幼稚園(公立) 70.9% [20年] 78.0% [21年] 82.0% [22年] ・高等学校(公立) 89.5% [20年] 95.7% [21年] 96.9% [22年] 【特別支援教育コーディネーターの指名】 ・幼稚園(公立) 74.4% [20年] 82.7% [21年] 88.7% [22年] ・高等学校(公立) 87.5% [20年] 93.0% [21年] 96.7% [22年]
② 専門機関の機能の充実と多様化			
○ 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進	79 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等の教員への支援、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小・中学校等に対する支援を推進する。	文部科学省	○ 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、管理職・教員・支援員等に対する研修、特別支援学校のセンター的機能にかかる経費の措置などにより、小・中学校等に対する支援を推進。
③ 指導力の向上と研究の推進			
○ 特別支援学校教諭免許保有率の向上	80 特別支援学校において、教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。	文部科学省	○ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、情報提供を通じ、各都道府県の免許状保有率向上を促している。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
	○特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合 32都道府県〔18年度〕→ 全都道府県〔24年〕		○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業において、免許法認定講習・認定公開講座の開設を促進。（平成18年度～） ・特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 32都道府県 32都道府県 32都道府県
○ 特別支援教育に関する教員研修の促進	81 特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。	文部科学省	○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。（平成18年度～） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県において特別支援教育に関して指導的立場にある教員等を対象に、各種の専門的な研修を実施。
○ 障害に関する外部専門家の学校における活用	82 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うため、専門的知識・経験を有する外部専門家が教員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門家の活用を促進する。	文部科学省	○ P T、O T、S T等の外部専門家を活用した指導方法等の改善等に関する実践研究事業を実施し、特別支援学校と外部専門家が協力して、指導方法の改善について実践研究を行っている。（平成21年度まで） ○ 特別支援教育総合推進事業において、医師や大学教員など外部専門家の活用を促している。（平成20年度～）
○ 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供	83 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。	文部科学省	○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、重要である課題や喫緊の課題を重点推進研究として、以下の研究を実施。 ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究 ・特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究 ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際 ・発達障害のある子どもへの教科教育における支援の在り方に関する実際研究 ○ 平成20年度より、同研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。さらに、平成22年度に、同センターのWebサイトのリニューアルを行い、内容の更なる充実と分かりやすさの向上を図った。
④ 社会的及び職業的自立の促進			
○ 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓	84 特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。	文部科学省 厚生労働省	○ 学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。（平成20年度まで） ○ 障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。
○ 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進	85 障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。	文部科学省	○ 職業自立を推進するための実践研究事業において、障害のある生徒やその保護者等に対して、一般就労に向けての理解促進の取組を充実。（平成20年度まで） ○ 教育委員会や学校長を対象とした各種会議において、関係機関と連携した一般就労の取組を一層充実するよう求めている。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々を対象とした特別支援教育全国フォーラムを開催し、障害のある子どもの職業的自立についての理解を促進。(平成20年度まで) ○ 障害のある児童生徒の保護者、学校教育関係者、関係団体の人々が特別支援教育に係わる最新の全国的な状況や取組について協議を実施する「全国特別支援教育振興協議会」において、就労支援に関する課題について情報交換。
○ 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施	86 卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施する。	文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要とされる知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を发出。(平成20年度) ○ 「特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業」を実施し、卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、教育から就労に向けた切れ目のない支援を推進。(平成20年度～)
○ 障害学生の支援の充実	87 独立行政法人日本学生支援機構が行う「障害学生修学支援ネットワーク」(全国の大学や関係機関がネットワークを作り、障害学生修学支援制度の整備を目指す。)等の事業を推進することにより、障害のある学生が学びやすい環境をつくる。	文部科学省	○ 日本学生支援機構において、大学等における障害のある学生に対する支援環境の整備・充実を図る取組を進めていくため、先進的な取組を進めている札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学を「拠点校」として、全国の大学等の障害学生修学支援担当者からの相談に応じる等の事業を行うとともに、障害者施策の専門的な研究機関である独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波技術大学及び国立障害者リハビリテーションセンターが「協力機関」として、この事業をサポートしている。
	88 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」において採択されたプログラム(障害学生支援関係を含む。)について、財政支援を行うとともに、今後、広く社会に情報提供することで、各大学等における学生支援機能の充実を図る。	文部科学省	○ 学生の人間力を高め人間性豊かな社会人を育成するため、各大学等における、入学から卒業までを通じた組織的かつ総合的な学生支援のプログラムのうち、学生の視点に立った独自の工夫や努力により特段の効果が期待される取組を含む優れたプログラムへの支援として予算措置し、選定した取組への継続支援を行った。また、「大学教育改革プログラム合同フォーラム」(H23.1)等において、選定校による事例紹介を行うなど広く情報提供を行った。
	89 大学入試に関し、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮(試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、介助者の付与等)を行うことを各大学に要請する。	文部科学省	○ 従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手続きを助ける観点から、受験の機会を確保するよう障害の種類・程度に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等障害のある人に対する受験上の特別な措置をとることなどの配慮を求めている。 それらの趣旨を踏まえ、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの特別な措置を講じている。なお、大学入試センター試験においても、平成23年度試験から発達障害のある受験生に配慮した受験を開始することが決定した。
○ 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作	90 聴覚障害のある学生等からの要望を受け、希望の多いテレビ番組について字幕を制作し、字幕付番組として放送する。	文部科学省	○ 放送大学において、字幕付授業54科目を放送した(平成22年度第2学期)。
⑤ 施設のバリアフリー化の促進			
○ 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知	91 特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小・中学校等の具体的な整備計画の事例を取りまとめ、各都道府県等への周知を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校や小・中学校等の施設整備事例を紹介した「特別支援教育推進のための学校づくりを目指して～特別支援教育を推進するための施設整備事例集～」を平成20年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 上記事例集について、研修会等を通じて普及啓発活動を実施。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
5 雇用・就業			
② 総合的支援施策の推進			
〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕			
○ 関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進	104 障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 高等学校学習指導要領において、障害のある生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(平成20年度～)</p> <p>○ 特別支援学校高等部学習指導要領において、すべての生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度～)</p> <p>○ 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や個別の教育支援計画の作成を推進。</p> <p>○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>○ 障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。</p>
〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕			
○ 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進	110 特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。(平成20年度まで)</p> <p>○ 特別支援学校高等部学習指導要領において、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けることや、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図りつつ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進することを規定。(平成20年度～)</p> <p>○ 特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要な知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を发出。(平成20年度)</p> <p>○ 特別支援学校における特別支援教育に関する教育課程等についての実践研究において、関係機関と連携した職業教育の改善に関する研究を実施。(平成21年度～)</p> <p>○ 障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。</p>

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
			○ 特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業において、労働関係機関と都道府県教育委員会、特別支援学校等とが連携し、職業訓練の受講により就職が見込める者に対して、特別支援学校在学中から職業訓練を実施。(平成20年度～)
○ 高等学校・大学における就労支援の推進	111 高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。	文部科学省 厚生労働省	○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の労働関係機関等と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。また、大学における障害のある学生の就労支援に関し、日本学生支援機構のHPにおいて、ハローワークにおける就職情報の提供と職業相談の実施や就職活動支援ウェブサイト等の学外機関の活用について、大学の担当職員等に周知。 ○ ハローワークを利用する障害のある大学生に対し、職業相談・指導及び紹介等の就労支援を実施。 ○ 発達障害者等コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、ハローワークにおいて希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、ハローワークに就職チューターを配置し、専門的な相談・支援する「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」を実施。(平成19年度～)